

令和 6 年度高石市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 6 年 9 月 12 日策定

1. 目的

本市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立及び社会参加を促進し、障害者就労施設や在宅就業支援団体等の受注機会の確保並びに障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の需要の増進等を図るため、令和 6 年度高石市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を策定する。

2. 適用の範囲

方針の対象とする範囲は、本市の物品等の調達全てとする。

3. 対象となる物品等

方針の対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供できるものとする。

4. 対象となる施設等

方針の対象となる施設等とは、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項に規定する次に掲げる施設等とする。なお、本市内に存する障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）生活介護事業所
- （4）就労移行支援事業所
- （5）就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- （6）小規模作業所
- （7）特例子会社
- （8）重度障害者多数雇用事業所
- （9）在宅就業障害者
- （10）在宅就業支援団体

5. 調達の目標

本市は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、前年度実績を上回るよう、努めるものとする。

6. 物品等の調達の推進方法

本市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するために、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、新たに物品等を調達するときは、当該施設等からの調達の可能性について検討するものとする。

(2) イベント等を実施する際は、啓発用物品、記念品その他の発注可能な物品等を障害者就労施設等から調達することについて検討するものとする。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に進むよう、性能、規格等の必要な事項を十分に説明するとともに、物品等の特性に配慮した納期及び履行期間の設定に努めるものとする。

(4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用するものとする。

7. 共同受注窓口の活用

共同受注窓口（受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する窓口をいう。）を活用する等、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達とみなす。

8. 調達実績の公表

障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項の規定による公表は、本市のホームページ等に掲載すること等により行うものとする。

9. 所掌事務

方針の庶務は、高石市保健福祉部高齢・障がい福祉課にて行う。